本審機能付与

(ア)青少年施策含む

1 趣旨

- 令和4年度当初、国のこども家庭庁設置(令和5年度当初)を見据え、福祉部に子ども家 庭局を設置し、児童福祉法上の児童(18歳未満)に加え、18歳以上の青年期も含め対象 を広げ、一体的な施策推進体制を確立。
- 国においては、こども施策に関する基本的な方針である「こども大綱(令和5年中策定予定)| が、従来の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に 関する大綱」を束ね一元化される予定。
- 現在、子ども家庭局所管の審議会等は下表左側のAからこの3つであるが、Aでは部会による 調査審議はされているが本審機能を有していない、AとBで類似の部会を設置しており部会が 多数となっているなど子ども家庭施策に関する調査審議を一体的・総合的に行うことができないと いった課題がある。
- 上記を踏まえ、AとB、Cの「(ア)青少年施策」部分を統合し、児童福祉法に規定する児童福 祉審議会である「子ども家庭審議会」を設置することで、令和7年度からの「大阪府子ども計画 (仮称) 」策定に関する調査審議をはじめ、子ども家庭施策に関する調査審議を一体的・総 合的に実施。

2 主なスケジュール

令和5年 9月:子ども家庭審議会設置関連条例議案の上程(9月定例会)

令和6年 4月: 「子ども家庭審議会」設置

12月:「大阪府子ども計画(仮称)」のパブリックコメント実施

令和7年 4月:「大阪府子ども計画(仮称)」スタート

3 子ども家庭審議会設置関連条例の制定・改正・廃止(概要)

- 1) 大阪府子ども家庭審議会条例(制定) (※3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
 - ⇒児童福祉法及び認定こども園法(※3)に規定する調査審議事項に加え、 子ども家庭施策全般にわたる調査審議を一体的・総合的に行うため新たに設置
- 2) 大阪府社会福祉審議会条例(改正)
 - ⇒児童福祉専門分科会の廃止
- 3) 大阪府附属機関条例(改正)
 - ⇒担任する事務の変更
- 4) 大阪府子ども施策審議会条例(廃止)
 - ⇒子ども家庭審議会に統合のため
- 5) 大阪府子ども条例(改正)

女性支援専門分科会(令和5年8月~)

- ⇒審議機関の変更
- 6) 大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例(改正) ⇒審議機関の変更

$\langle R5 \rangle$ 社会福祉審議会 本審機能なし ①里親審査部会 童福 ②児童措置審査部会 ③児童虐待事例等点検・検証専門部会 紅専門 ④被措置児童等援助専門部会 ⑤教育・保育施設における重大事故の再発 . 分 科 防止のための検証専門部会 6保育所認可等部会 会

子審議 ⑦幼保連携型認定こども園認可部会 **B** ⑧社会的養育体制整備計画策定部会 ⑨子どもの貧困対策部会(ひとり親含む) 施会

⑩計画策定部会

子ども家庭施策に関する 調査審議を一体的・総合的に行うため、 子ども家庭審議会に統合

①里親審査専門部会 ②児童措置審査専門部会

③児童虐待事例等点検・検証専門部会 ④被措置児童等援助専門部会

< R6>

- ⑤教育・保育・ 劒児童福祉施設等における重大事故の 再発防止のための検証専門部会
- **屬児童福祉施設等認可等専門部会**
- (6保育所、⑦幼保連携型認定こども園
- ⑩(仮称)大阪府子ども計画策定専門部会
- (8) 社会的養育体制整備、(9)子どもの貧困対策・ ひとり親家庭等自立促進計画 等、
- 各計画策定時に必要に応じ小委員会設置

(ア)青少年施策

C 第1~第4部会 (イ)青少年健全育成条例に基づく規制

(ウ)青少年問題協議会機能

青少年 健全育成

(児童福祉審議会)子ども家庭審議会

(×2)

社会福祉審議会

第1~第4部会

(イ)青少年健全育成条例に基づく規制 (ウ)青少年問題協議会機能

第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び 精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

第九項、第二十七条第六項、第三十三条の十五第三項、第三十五条第六項、第四十六条第四項及び第五十九条第五項の規定によりその 権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。(後略)

(*) 青少年健全育成条例に基づく規制等に関する審議は、上位法令がない中、罰則を伴う規制を条例上規定するといった特 殊な内容であり、専門部会だけではなく審議会(本審)による迅速な審議・議決を行うことが適当であるが、青少年健全育成に関 する専門性を有する一定数の委員の参画による審議・議決が必要であり、これらの委員を子ども家庭審議会(本審)に含めると、 規模が過大となる上に、迅速な招集・審議・議決が困難となることから、引き続き青少年健全育成審議会にて行う。